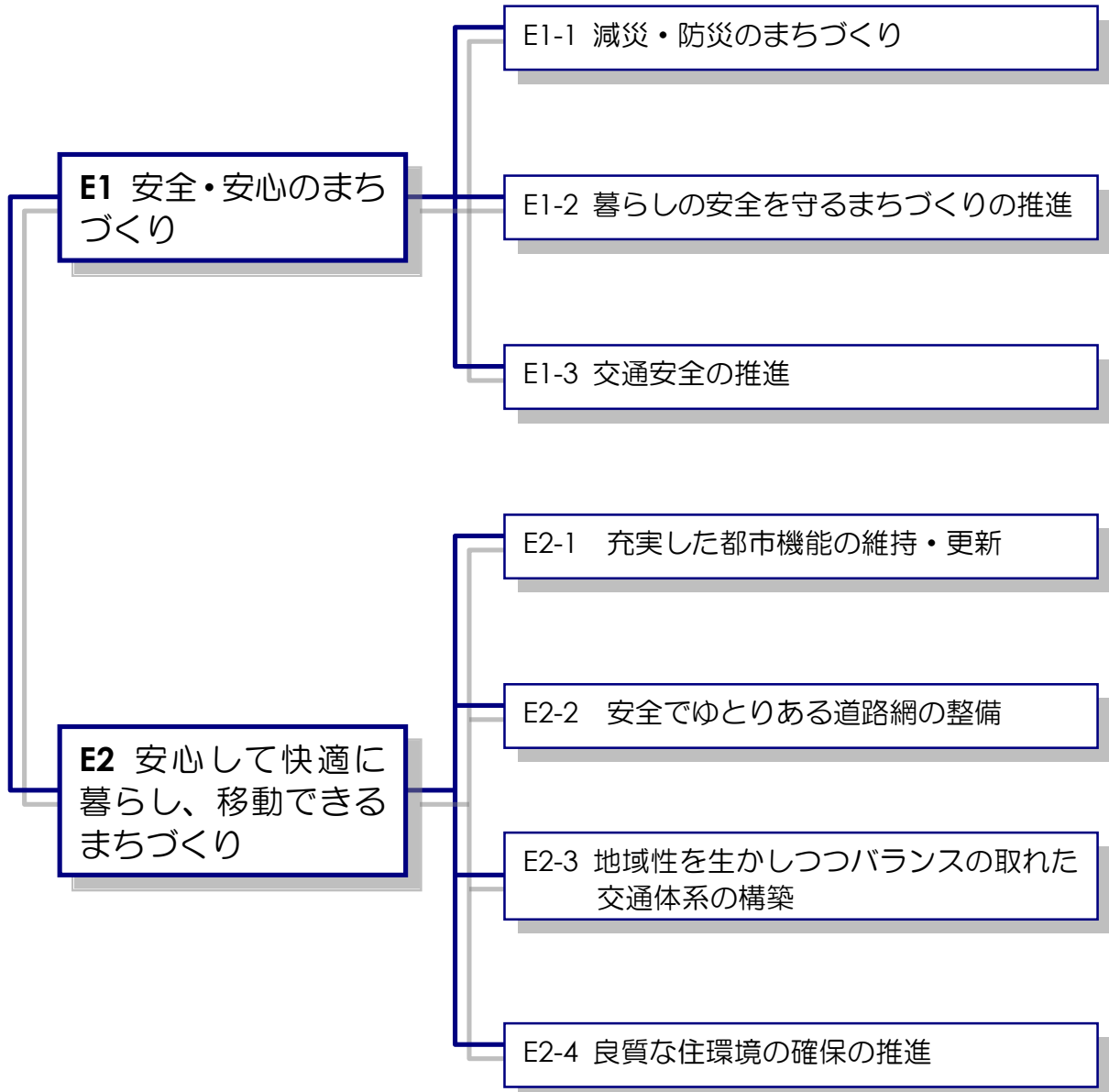


第5章

いつまでもみんなが住み続けられる

安全で快適なまち



政策 E1 安全・安心のまちづくり

【現状と課題】

本市では、平成 25（2013）年 12 月に「多摩市地域防災計画」の全面的な修正を行いました。この計画では、東日本大震災以降の計画停電、帰宅困難者への対応および被災地への職員派遣から得た教訓や、女性や災害時要援護者等の視点を踏まえるとともに、東京都が公表した被害想定に基づく見直しを行いました。

今後 30 年で 70%の確率で発生すると言われている首都直下地震や、近年、頻繁に発生している風水害など、様々な災害に対応し、多摩市内の被害を最小限に抑える必要があります。このため、日ごろの予防対策、災害発生時の迅速な応急・復旧対策を実施し、市民とともに、災害に強いまち・防災都市 多摩の実現を目指します。また、新型インフルエンザなど新たな脅威への対策も含めた危機管理対策を構築します。

市内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、振り込め詐欺などの特殊詐欺、ひったくり、自転車盗などの非侵入窃盗犯罪は依然として多く、子どもたちを狙った不審者の出没情報も多く寄せられています。平成 21（2009）年 9 月に策定した「多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画」に基づき、市民および関係機関との連携を図りながら、引き続き安全で安心なまちづくりの実現を目指します。市民の消費生活の安定及び向上を確保し、消費者被害の救済と解決を図るため、さらに消費者相談などの充実を図る必要があります。

近年、高齢化の進展等により、「空き家」が増加しており、防災、防犯、環境などの面で全国的に課題となっています。法的整理を含め、私有財産である「空き家」への総合的な対策を進める必要があります。

交通事故の全体件数は減少していますが、高齢者や自転車による事故の割合が増加しており、その対策が急務です。特に、自転車の事故は、加害者に対する高額な賠償請求事例も多く、社会問題化しています。なお、放置自転車は減少傾向にありますが、通行障害防止や街の景観の維持向上のため、自転車の放置防止に関する啓発活動を推進します。

今後 4 年間の重点的な取り組み

- ① 多摩市地域防災計画に基づく防災体制の強化（⇒E1-1-5）
 - 多摩市地域防災計画に基づき、災害時の情報伝達手段を含め、あらゆる防災体制の強化を推進します。また、自治体や民間企業との災害時応援協定締結を積極的に進めるとともに、災害時医療に関する医療機関等との情報共有の充実を図ります
- ② 非常用食糧・避難所用資器材の備蓄（⇒E1-1-2）
 - 新たな被害想定に基づき、増大した食糧及び避難所用資器材の備蓄を推進するとともに、防災倉庫の拡充を図ります
- ③ 住宅、民間特定建築物の耐震化の促進（⇒E1-1-1）
 - 住宅の耐震化を支援し、民間特定建築物の耐震化の促進を図ります
- ④ 消防団の充実及び自主防災組織の拡大並びに自主防犯活動団体の結成支援（⇒E1-1-3、E1-1-4、E1-2-2）
 - 消防団員並びに自主防災組織数の確保を図り、地域防災力の向上及び市民の防犯意識の高揚を目指します
- ⑤ 空き家対策（⇒E1-2-5、関連 E2-4-2）
 - 「防災面、防犯面、環境面等から問題となっている空き家」について、国の動向も踏まえて、総合的な対策を進めます

施策 E1-1 減災^{※1}・防災のまちづくり

1 施策の目指す姿

市民のだれもが安全で安心して暮らすために、住宅の耐震化により大地震にも耐えられる安全性が確保され、また、市内全域で自主防災組織が結成され、災害時にはお互いに助け合う共助の精神が行き届いています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①民間特定建築物 ^{※2} の耐震化率 公共建築物の耐震化率	93.5% 78.0%	95.0%以上 90.0%以上	100% 95.0%以上
②自主防災組織数	165 組織	180 組織	198 組織
③自主防災組織合同訓練実施組織数	64 組織	65 組織	70 組織

【出典：①～③防災安全課】



総合防災訓練（初期消火訓練）



総合防災訓練（消防団の活動）



地区防災倉庫



自主防訓練（煙体験訓練）

※1 減災：大規模な災害が発生しても、被害を拡大させず、最小化する取り組み

※2 民間特定建築物：「耐震改修の促進に関する法律」第6条に定める建築物。百貨店・病院・福祉施設など多数の者が利用する、一定面積以上の建物を指定している

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E1-1-1 建築物の安全性の確保と都市施設の防災性強化（⇒重点3）

- 昭和56（1981）年5月31日以前の旧耐震基準の住宅、民間特定建築物等の耐震化を促進します（関連 E2-4-2）
- 都市施設の耐震性確保のため、橋梁・下水道施設の耐震改修工事を実施します
- 都市型の集中豪雨時の対応のため、雨水排水ポンプ施設を整備します

E1-1-2 非常用物資・設備の充実（⇒重点2）

- 首都直下地震等に備え、避難者33,000人に対する食糧、避難所用資器材等の備蓄および災害用各種設備の充実を図ります。また、女性や災害時要援護者等に配慮した資器材の備蓄を進めます

E1-1-3 市民の防災意識の向上と地域防災体制の充実（⇒重点4、関連 C1-1-1, C1-3-1, C3-2-1）

- 市民の防災行動力を高めるため、総合防災訓練等を通じて啓発活動、広報活動、防災教育等の推進を図ります。また、宿泊を伴う避難所設置設営訓練等、訓練内容の創意工夫を行い、リアリティのある防災訓練を実施します
- 防災・減災に積極的に取り組む地域づくりを目指すために、自主防災組織の結成促進や、女性や障がい者が自主防災組織活動に参加しやすい仕組みづくりを目指します。また、災害時要援護者^{※3}と地域の連携を深め、平素からの見守り活動や、災害時における避難態勢及び安否確認態勢を充実するため、地域主導による「災害時要援護者避難支援個別計画」の策定を支援します

E1-1-4 消防団の充実（⇒重点4）

- 災害現場で消防署隊と円滑な活動ができるよう、消防団の充実を図ります

E1-1-5 危機管理態勢の強化（⇒重点1）

- あらゆる災害に対して、市民の安全・安心の確保を図るとともに、応急・復旧活動を円滑に行うため、消防署をはじめとして、関係防災機関、友好都市である長野県富士見町のほか、北海道置戸町、中越大震災ネットワークおぢや^{※4}加盟団体と連携・協力しながら、必要な態勢の強化を図ります。また、災害時応援協定締結都市（市・町）の拡大を図ります
- 災害時における医療救護態勢を確立するために、災害医療コーディネーター^{※5}を中心とし、多摩市医師会、多摩市歯科医会、多摩市薬剤師会および多摩市接骨師会と連携を図り、必要な態勢の強化を図ります
- 市役所本庁舎の今後について、改めて防災の視点に立った検討を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 建築物の耐震化、家具転倒防止器具の設置等の予防措置、食糧等の備蓄、防災訓練への参加などに努めます
- 自治会等は災害時要援護者への支援を行い、地域で支え合います
- 事業者は災害の予防に努めるとともに、災害時におけるさまざまな支援に積極的に努めます

5 関連する主な計画

- ◆多摩市地域防災計画 ◆多摩市耐震改修促進計画 ◆多摩市国民保護計画
- ◆多摩市災害時要援護者避難支援計画

※3 災害時要援護者：災害から身を守るため、一連の防災行動を取る際に、支援を必要とする者

※4 中越大震災ネットワークおぢや：平成16（2004）年の中越地震を契機に、小千谷市を支援した自治体の参加により発足した、災害時相互応援協定を結んだ組織

※5 災害医療コーディネーター：大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言し、医療機関への傷病者の受け入れ調整などの業務を行う医師

施策 E1-2 暮らしの安全を守るまちづくりの推進

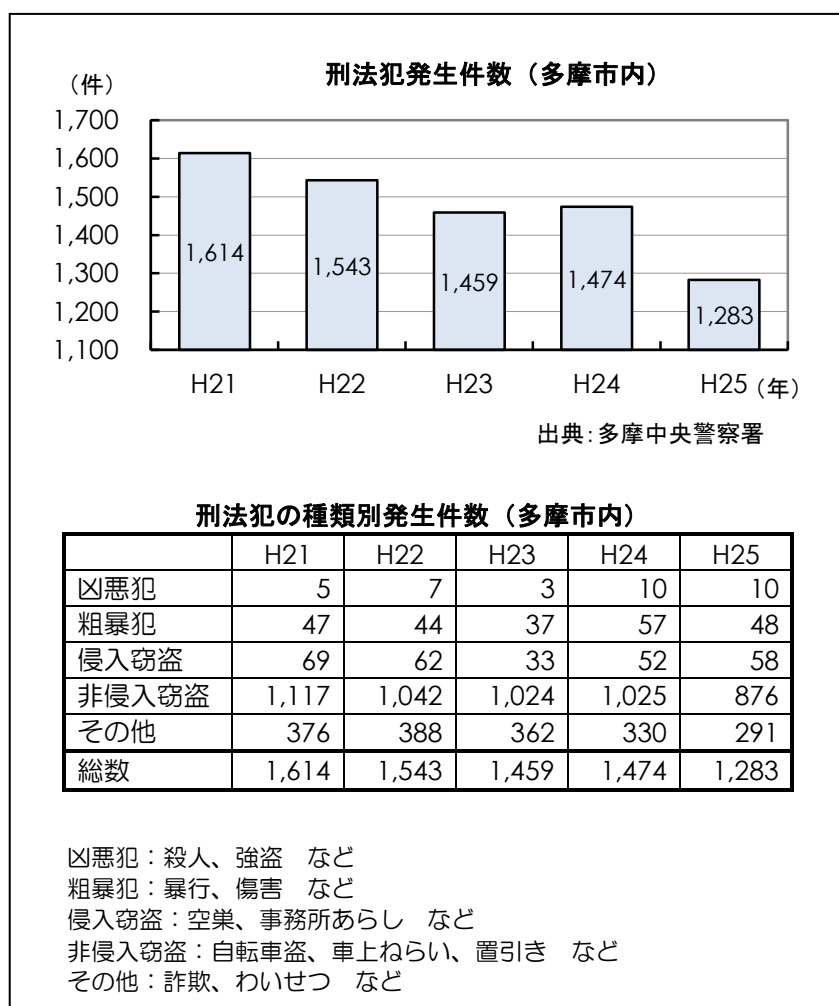
1 施策の目指す姿

安全で安心して暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動などを行っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①犯罪発生件数	1,283 件 (平成 25 年)	1,154 件以下 (平成 30 年)	1,100 件以下 (平成 36 年)
②多摩稲城防犯協会の支部数	20 支部	21 支部	22 支部
③消費生活出前講座参加者延べ人数	639 人	770 人	930 人

【出典：①・②防災安全課 ③市民生活課】



出典：多摩中央警察署

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E1-2-1 市民の防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援

- 防犯行事への市民参加を促し、一人ひとりの防犯意識の向上を図ります
- 共助の精神を大事にした自主的な防犯活動に対し、防犯用品の貸与を充実します

E1-2-2 自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化の促進（⇒重点4）

- 「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神のもと、多摩稲城防犯協会を中心とした自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化を促進します
- 警察と協働して、犯罪の発生状況や防犯対策などに関する出前講座を実施し、安全で安心なまちづくりを目指します

E1-2-3 防犯に向けた市民協働の取り組み

- 公園の樹木や街路樹が生い茂り、見通しが悪化した場所を地域住民と一緒に選定し、必要に応じて枝の剪定を行うなど、市民協働により犯罪の起きにくい住環境の整備を推進します
- 子ども110番連絡協議会などとの連携を図り、子どもたちの安全を確保するとともに、保護者や地域による登下校時の子ども見守り体制づくりを支援します（⇒関連 A2-3-3）

E1-2-4 消費者相談の推進

- 消費生活問題の多種多様な事例に対応するため、様々な関係団体と連携を図り、多摩市消費生活センター※1において、必要な情報提供や相談窓口での対応など、消費者相談のより一層の充実を図ります。また、高齢者や若者、障がい者など被害にあいやすい方も含めて、消費者被害の未然防止を図るため、出前講座を行います

E1-2-5 「空き家」対策の推進（⇒重点5、関連 E2-4-2）

- 「空き家を出さない」・「空き家を有効活用する」ことを含め、総合的・計画的な対策を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 地域での挨拶運動や見回り活動など安全、安心なまちづくりを行います

5 関連する主な計画

◆多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画

※1 多摩市消費生活センター：商品やサービスの購入、契約などをはじめとする消費生活全般の相談を相談員が受け、アドバイスなどを行う消費者の相談室

施策 E1-3 交通安全の推進

1 施策の目指す姿

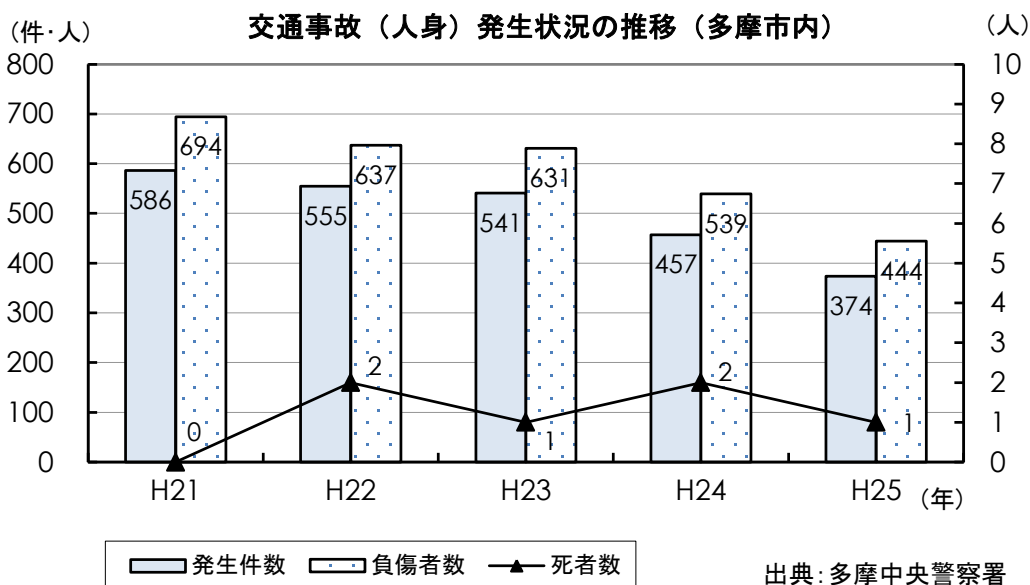
安心して暮らすために、安全な交通環境が提供され、交通ルール、社会ルールの意識が向上しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①市内交通事故件数(人身事故件数)	374 件	360 件以下	350 件以下
②放置自転車台数*(合計)	139 台	0 に近づける	0 に近づける
聖蹟桜ヶ丘駅	56 台		
永山駅	8 台		
多摩センター駅	67 台		
唐木田駅	8 台		
③交通安全対策について「良い」、「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	73.7%	80.0%	85.0%

【出典：①・②道路交通課 ③市政世論調査】

※放置自転車台数は平成 25 (2013) 年 10 月 4 日 午前 11 時時点



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E1-3-1 高齢者、園児・児童・生徒への交通安全教育の推進と啓発

- 交通事故防止のため、交通安全指導員による出張型交通安全教室および小学校 1 年生・2 年生、園児、児童を対象とした交通公園での授業を実施します。また、高額賠償事例も多く社会問題化している自転車事故については、小学校 1 年生等を対象とした交通安全教室や中学生を対象としたスクアードストレート※1 等を通じて、交通ルールを遵守することの重要性を呼びかけます
- 警察、多摩稲城交通安全協会と連携した街頭啓発活動を実施します

E1-3-2 駐車、駐輪対策の推進

- 駅周辺の放置自転車を減らすために、放置防止に対する啓発活動と放置自転車の撤去に取り組めます（⇒関連 E2-3-3）
- 違法駐車を減らすために、多摩稲城交通安全協会、駐車問題懇談会などの関係団体および警察と連携して啓発に努めます

E1-3-3 道路交通環境の充実（⇒関連 E2-2-3）

- 全ての人々が安心して道路を通行できる環境を維持・向上させるため、交通安全施設を必要に応じて設置するとともに、維持更新に努めます。また、警察等と協議し、地域の実状に合った交通規制を実施します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 歩行者や自転車、バイク、自動車などそれぞれの交通ルールを守ります
- 各種交通安全教室、運転者講習会などに参加します
- 交通安全運動などに地域で協力します
- 駐車、駐輪のルールを守ります
- 事業者は社会貢献の一環として、様々な交通安全対策事業に協力します

5 関連する主な計画

◆多摩市交通安全計画 ◆多摩市交通マスタープラン



自転車のスクアードストレート

※1 スクアードストレート：恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。交通事故をスタントマンによって実演するなどの手法がある

都内で第1号の交差点

道路交通法の改正に伴い、平成26（2014）年9月から桜ヶ丘1丁目80番地のロータリーが都内で第1号の環状交差点になりました。

環状交差点とは、車両の通行する部分が環状の交差点で、道路標識により車両がその部分を右回り（時計回り）に通行することが指定されているものをいいます。

環状交差点では、交差点内を通行している車両等が優先です。交差点に進入する時は一時停止し、横断者がいないか、また、右側から車が来ないか特に注意し、出る時には左側方向指示器（ウィンカー）で合図をする必要があります。

導入の目的

環状構造の交差点では、道路幅員、形状等の違いにより、交通規制が一様ではない上、車両の優先関係が法の規定とは違う実態がありました。そのため、車両の優先関係の明確化、交差点進入速度の低下による交通事故防止を主な目的として、法の規定が整備されました。

新設された道路標識

この標識は環状の交差点において、車両が右回りに通行すべきことを指定する規制標識です。



都内で第1号の環状交差点
（桜ヶ丘1丁目80番地のロータリー）

政策 E2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり

【現状と課題】

多摩ニュータウンでは、市民の高齢化、住宅設備や高い水準で整備された都市基盤施設の老朽化が進みつつあり、駅を中心とした多様な都市機能の集積や立地に応じた多様な住機能の提供等、具体的な取り組みについて多摩ニュータウン再生方針を策定し、実施していく必要があります。

また、聖蹟桜ヶ丘駅周辺をはじめとした既成市街地においても、聖蹟桜ヶ丘駅を中心としたコンパクトな都市の形成を目指すとともに、安全で快適な交通空間を創出し災害に強いまちとしていくために、都市基盤施設の整備を計画的に進めていく必要があります。

道路、公園、公共下水道等の都市基盤施設については、老朽化が顕著に現れており、施設の更新には、多額のコストが必要となることから、計画的な維持更新を行っていく必要があります。

広域幹線道路^{※1}の南多摩尾根幹線道路は交通渋滞や住宅街への車両流入が絶えないことから、本線部分を早期事業化するとともに、鎌倉街道の関戸橋（下流側）については老朽化しているため、早期の架け替えが必要です。

交通ネットワークは、京王線、小田急線および多摩モノレールが基幹交通となり、市内を路線バスとコミュニティバス^{※2}（ミニバス）が地域を結び、交通不便地域の解消が図られてきました。一方、小田急多摩線および多摩都市モノレールの延伸が検討されている中で、広域的な公共交通網についても検討する必要があります。

※1 広域幹線道路：都内及び都の区域を越えた地域間相互の関係を図る上で基盤となる道路等、広域的な活動、交流を支える幹線道路

※2 コミュニティバス：地方公共団体等が中心となって住民の移動手段を確保するために運行するバス

今後 4 年間の重点的な取り組み

- ① 多摩ニュータウンの再生に向けた取り組み（⇒E2-1-1）
 - 多摩ニュータウン初期入居地区の団地建替事業を支援するとともに、周辺の歩行者専用道路、公園等の施設更新、学校跡地施設の恒久活用や近隣センターのあり方を検討します
 - 多摩ニュータウンの再生に向けた具体的な取り組みについて「多摩ニュータウン再生方針」を策定し、実施するとともに、広く情報発信して多摩市のイメージアップを図ります
- ② 既成市街地の都市基盤整備の促進（⇒E2-1-2）
 - 都市基盤整備が十分ではない既成市街地では、面的整備^{※3}事業等により防災性・快適性の向上に配慮した道路、公園等の整備を促進します
- ③ 「ストックマネジメント計画」および「都市基盤施設^{※4}維持更新計画」の推進（⇒E2-1-3、E2-1-4）
 - 公共建築物や都市基盤施設を適切に保全更新していくため、小中学校の大規模改修や道路、橋梁、公園、公共下水道の維持更新を計画的に実施します。公共下水道については、雨水排水ポンプ施設の整備を推進し、浸水対策の軽減を図ります。また、公営企業に移行し、企業の透明性を図るとともに、更新コストの削減や効率的な経営運営を目指します
- ④ 人にやさしい道づくりの推進（⇒E2-2-1、関連 F1 重点 4、F1-2-2）
 - 既成市街地では、道路の改良などを進め、歩道の設置や狭小な歩道の拡幅を検討します。
 - 街路樹が通行を阻害している箇所の改善のため、必要に応じて間伐等を進めていきます。
- ⑤ 広域幹線道路の整備促進（⇒E2-2-2、関連 F1 重点 4、F1-2-2）
 - 南多摩尾根幹線道路の整備、老朽化した関戸橋の架け替えを促進します
- ⑥ 交通網の充実（⇒E2-3-1、E2-3-2）
 - 地域の交通ニーズに的確に応じるために、「多摩市交通マスタープラン」の改定検討と並行して、「（仮称）地域公共交通活性化協議会」を設置し、交通事業者と連携した交通網の維持および向上を図ります

※3 面的整備：公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更（土地の区画や形や質を変更すること）及び公共施設の新設または変更を行うこと

※4 都市基盤施設：都市の様ざまな活動を支える道路、橋梁、公園、公共下水道など

施策 E2-1 充実した都市機能の維持・更新

1 施策の目指す姿

将来にわたり都市機能を維持するために、公共建築物や都市基盤施設がより少ないライフサイクルコスト^{※1}で適切かつ効率的に管理・保全されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①小中学校の大規模改修実施数	14 校	19 校	25 校
②橋梁長寿命化修繕計画に基づく耐震補強・補修工事実施数	1 橋／113 橋	45 橋／113 橋	99 橋／113 橋

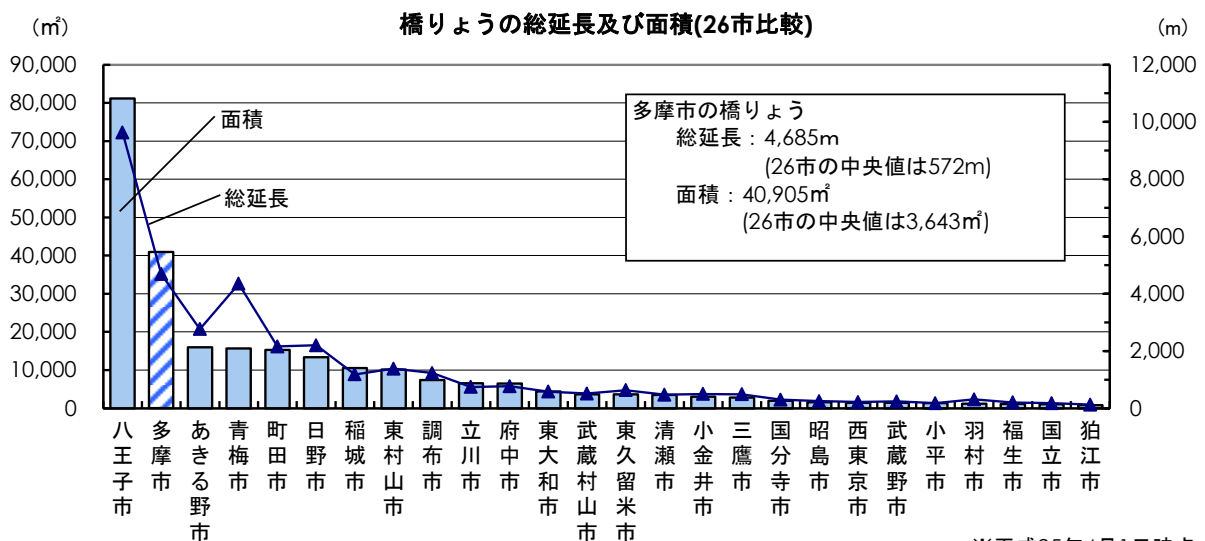
【出典：①行政管理課 ②道路交通課】



平成 25 年度に改修された愛和小学校



橋梁の補修工事②



※平成25年4月1日時点

出典：東京としようけい(平成25年度版)

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E2-1-1 ニュータウン再生の推進（⇒重点1）

- 多摩ニュータウンの再生に向けた取り組みを進め、良好な住環境を維持するため、建替えや大規模修繕、設備などのリニューアル等に備え、地域の特性に応じた地域ごとの建築ルールを定めた地区計画等を活用し、建物更新時のルールづくりを整理するとともに、近隣センターのあり方についても検討します。また、多摩ニュータウンの初期入居地区を中心とする分譲団地の再生に向けて、地権者等からの相談に応じ、団地再生に向けて関係主体が横断的に議論する場である「円卓会議」の設置・検討につなげていきます

E2-1-2 既成市街地の都市基盤整備の促進（⇒重点2）

- 複合的で合理的な土地利用及び都市基盤の整備を検討するために必要な調査を行い、聖蹟桜ヶ丘駅周辺の空き地などの低未利用地の有効利用を促進します
- 公園については、借地公園を含め、周辺の公園の配置状況や住民ニーズなどを踏まえ、適切に配置していきます。特に、借地公園は、公有地化や代替公園の整備と合わせ返還等の見直しを進めます

E2-1-3 「ストックマネジメント計画」の推進（⇒重点3）

- 公共建築物を再編整理した上で、その適切な保全と長寿命化を推進するため、劣化状況に応じた修繕や大規模改修を計画的に行います。

E2-1-4 都市基盤施設の適切な保全更新の推進（⇒重点3）

- 道路、橋梁、公園、公共下水道の各施設を良好な状態に保全するため、計画的な維持・補修を行い、更新コストを削減します
- 都市基盤施設の適切な維持更新に不可欠である管理基礎資料の電子化を推進します
- 公共下水道については、公営企業に移行するために固定資産台帳の整備を行い、ストック量の把握に努め、企業の透明性を図り、更新コストの削減や効率的な経営運営を進めます

E2-1-5 生活環境施設^{※2}の維持

- 南多摩斎場、南多摩都市霊園^{※3}の管理体制の維持に努めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 市民団体等によるアダプトの取り組みなど道路や公園、水路の維持保全の活動に協力します
- 東京都道路整備保全公社で運営している東京ブリッジサポーター制度^{※4}を利用して、橋梁等の日々の見守りを行います

5 関連する主な計画

- ◆多摩市ストックマネジメント計画
- ◆多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画
- ◆多摩市都市計画マスタープラン
- ◆多摩市橋梁長寿命化修繕計画
- ◆多摩市街路樹よくなるプラン（街路編）
- ◆多摩市道路整備計画

※1 ライフサイクルコスト：建物等の設計費・建設費、補修・更新費、日常の管理経費、光熱水費等、解体費を含む経費の合計額

※2 生活環境施設：ごみ処理場、火葬場、墓園など、快適な生活環境を保持するための施設

※3 南多摩斎場、南多摩都市霊園：南多摩斎場は八王子市・町田市・日野市・稲城市・多摩市の5市で管理・運営している公共火葬場。南多摩都市霊園は八王子市が設置・管理し、町田市・稲城市・多摩市が区画を借上げている

※4 東京ブリッジサポーター制度：（公財）東京都道路整備保全公社が実施している民間ボランティア制度。同公社の講習会を受講したサポーターに、日常生活の中で橋の異常等を発見してもらい、事故を未然に防ぐ仕組み

施策 E2-2 安全でゆとりある道路網の整備

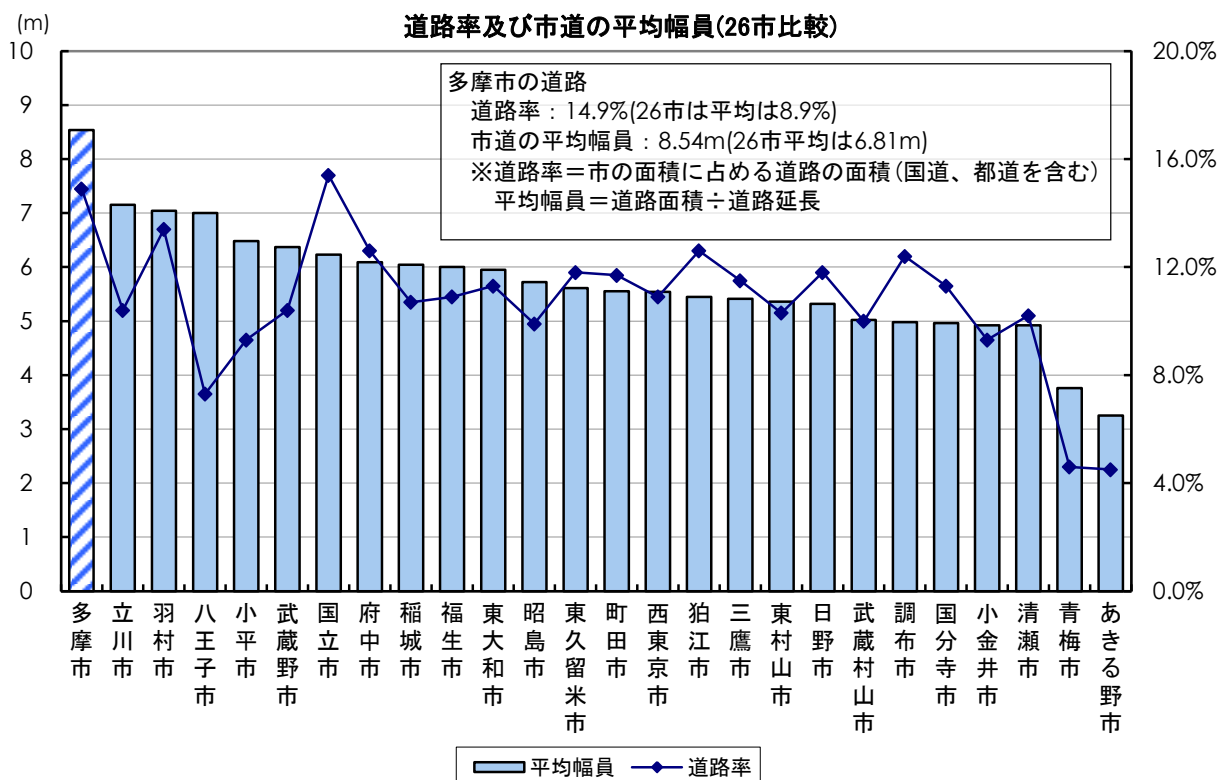
1 施策の目指す姿

利用者の円滑な移動を可能にするため、広域幹線道路から生活道路に至るまで、道路網が計画的に整備され、安全で快適な道路環境が整っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①市内交通事故件数(人身事故件数) (再掲)	374 件	360 件以下	350 件以下
②ユニバーサルデザインブロック※1 設置路線延長割合	35.0%	50.0%	70.0%

【出典：①・② 道路交通課】



※数値は平成24年4月1日時点
出典:「多摩地域データブック(2013(平成25)年版)」(公益財団法人東京市町村自治調査会編)

※1 ユニバーサルデザインブロック：車道と歩道の接続部について、段差の全部または一部を解消し、かつ、視覚障がい者への配慮も行ったブロック

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E2-2-1 人にやさしい道づくりの推進（⇒重点4、関連F1重点4、F1-2-2）

- だれもが安全で安心して移動できるようにするため、歩道の設置や歩道拡幅等を検討します。ユニバーサルデザインブロックによる段差解消および視覚障がい者誘導ブロックの設置など、道路のバリアフリー化を推進するとともに、自転車歩行者専用道路等ではベンチなどの休憩施設を増設します。また、交通結節点である駅周辺の回遊性の向上やバリアフリー化を推進します

E2-2-2 広域幹線道路網の整備（⇒重点5、関連F1重点4、F1-2-2）

- 安全で効率的な交通処理を実現するため、南多摩尾根幹線道路の整備、関戸橋の架け替えについて、東京都と協議を進め、早期の実現を図ります

E2-2-3 道路交通環境の充実

- 全ての人々が安心して道路を通行できるよう、必要に応じて路面表示や防護柵等の交通安全施設を設置及び維持更新を行うとともに、信号機や街路灯の支障になっている街路樹について、剪定や計画的な伐採を実施します（⇒関連E1-3-3）
- 環境に配慮するため、雨水が浸透する舗装構造を用いるとともに、街路灯を積極的に省エネルギー対応器具へ交換します（⇒関連F1-1-2、F1-2-3）
- 安全に通行できる道路空間を確保するため、老朽化した道路施設の点検を実施し、計画的な維持更新を実施します
- 街路樹の適切な管理を実施するため、管理の指針となる「街路樹よくなるプラン」の改定を行います



聖蹟桜ヶ丘Uロード <整備前>



聖蹟桜ヶ丘Uロード <整備後>



ユニバーサルデザインブロック

4 関連する主な計画

- ◆多摩市都市計画マスタープラン
- ◆多摩市道路整備計画
- ◆多摩市交通マスタープラン
- ◆多摩市街路樹よくなるプラン（街路編）

施策 E2-3 地域性を生かしつつバランスの取れた交通体系の構築

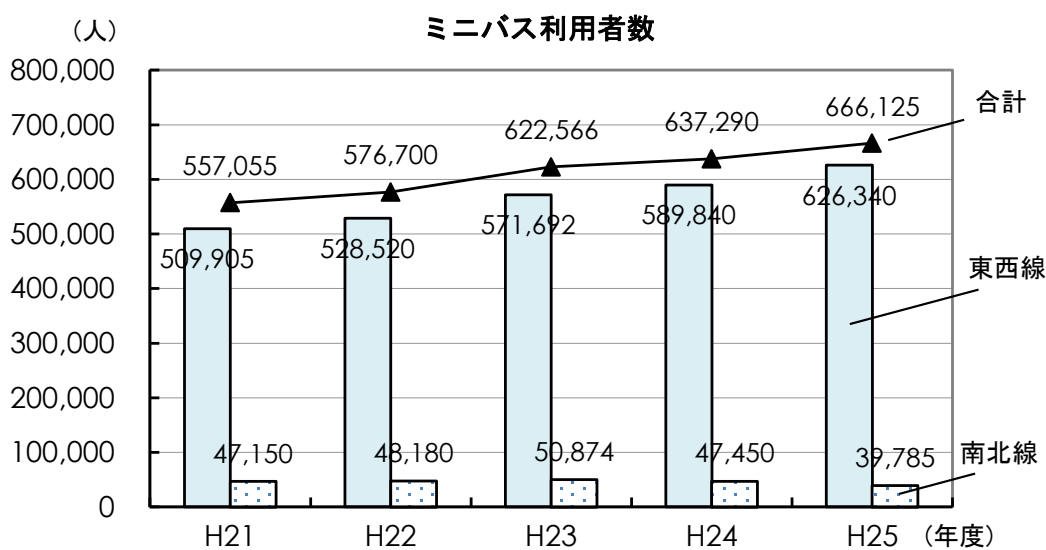
1 施策の目指す姿

だれもが生活しやすく往来できるために、地域性に配慮した交通環境が整ったまちの中で、快適に移動しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①ミニバス利用者数	666,125 人	67 万人台	68 万人台
②交通の便について「良い」、「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	76.0%	80.0%	85.0%

【出典：①道路交通課 ②市政世論調査】



出典：道路交通課

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E2-3-1 バス運行環境の維持・向上（⇒重点6）

- 移動手段を過度に自動車に依存しないために、バス事業者と連携して、市民のニーズに対応したバス路線の構築、維持に努めます

E2-3-2 交通バリアフリー化の推進（⇒重点6）

- 交通の快適性を高めるため、駅などの交通結節点周辺を中心に、交通のバリアフリー化について推進します

E2-3-3 自転車利用環境の充実（⇒E1-3-2）

- 自転車利用を促進するため、駅周辺の駐輪場を確保・充実します。あわせて、自転車通行帯の整備を検討します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 移動には公共交通機関を積極的に利用します
- 地域は地域交通のあり方について、行政、事業者とともに考えていきます
- 事業者は行政と連携し快適に移動できるまちづくりに努めます

5 関連する主な計画

- ◆多摩市交通マスタープラン
- ◆多摩市駐輪場整備計画



多摩市ミニバス

施策 E2-4 良質な住環境の確保の推進

1 施策の目指す姿

多様な世帯が安心して住み続けられるようにするために、地域の特性を活かした住環境が整えられています

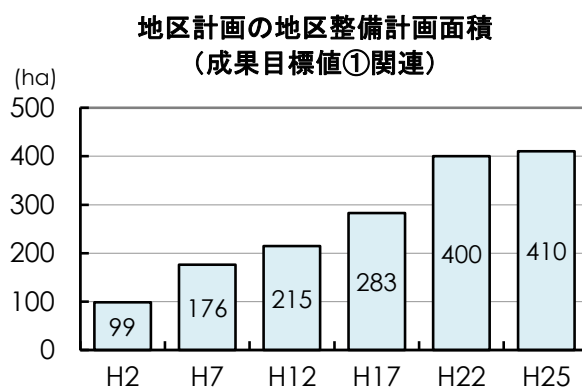
2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①地区計画 ^{※1} の地区整備計画 ^{※2} 区域面積	410ha	417ha	455ha
②町名地番整理達成率	78.0%	84.0%	88.0%

【出典：①都市計画課 ②市民生活課】



唐木田地区 地区計画区域内



※各年度末時点
出典：都市計画課



多摩ニュータウン特別業務地区及び
永山五・六丁目住宅地区 地区計画区域周辺

- ※1 **地区計画**：地区の課題や特徴を踏まえ、住民と行政とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法
- ※2 **地区整備計画**：地区計画の目指すべき将来像に従って、道路・公園などの位置や建築物などの具体的なルールを設けて、まちづくりの内容を定めた区域

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E2-4-1 計画的な街づくりの推進

- 平成 25（2013）年 5 月に更新した土地利用や各種都市計画施設の決定根拠となる「多摩市都市計画マスタープラン」に基づき、長期的な視点に立った計画的な街づくりを推進します
- 地域特性に応じた建築ルールを市民が主体的に立案・共有するために、「多摩市街づくり条例」に基づく「地域街づくり計画」の策定を促進します

E2-4-2 住宅ストックの活用

- 良好な住宅ストックを維持更新するため、東京都や都市再生機構等、公的賃貸住宅事業者との連携により、バリアフリー化など住宅ストックの質的な向上や、高齢者の低層階への住替えを推進するとともに、空き家対策と併せて、良質なファミリー向け住宅への転換を誘導します（⇒関連 E1 重点 5、E1-2-5）
- 安全な市街地環境を確保するために、住宅の耐震化を支援します（⇒関連 E1-1-1）

E2-4-3 マンション居住の情報提供

- 市民が安心して集合分譲住宅で暮らし続けられるよう、専門家や管理組合と連携して、大規模改修や建替え事業、日常生活ルールなど必要な情報を提供します

E2-4-4 町名地番整理の推進

- 複雑に入り組んだ既存地区の町名地番について、誰にでも分かりやすい住所とするための整理を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 自分の住む地域の街づくりには、自ら取り組みます
- 良好な住環境をつくるため、地域の中で様々な交流を深めます
- 市民は協働の街づくりを推進するため、権利者相互の立場を尊重し自らその解決に努めます
- 開発事業者は、開発事業を行うに当たっては、協働の担い手として紛争の予防及び解決に努めます
- 事業者は良好な住環境の保全等、市の街づくり施策に協力します

5 関連する主な計画

◆多摩市都市計画マスタープラン ◆多摩市住宅マスタープラン

●諏訪2丁目住宅の建替え

平成25(2013)年10月、640世帯の諏訪2丁目住宅が、多摩ニュータウン初の大規模建替え事業により、1,249世帯のマンションに生まれ変わりました。地域の活性化につながる「まち」の再生を目指して、東京都や事業関係者が積極的に関与しながら建替えが進められました。建替え後の敷地内には、コミュニティカフェのほか、保育所、クリニック、高齢者支援施設などが設置され、また、お花見などの交流イベントも実施されており、コミュニティ形成にも配慮されています。



建替え前の諏訪2丁目住宅



建替えが終了した諏訪2丁目住宅
(平成25(2013)年10月)

●(東京都の動き) 諏訪都営住宅の建て替え検討・南多摩尾根幹線の整備促進

平成26(2014)年5月、舛添東京都知事の多摩ニュータウン視察を期に、諏訪都営住宅の建て替えも検討が始まりました。さらには、東京都の長期ビジョン(平成26(2014)年12月)に南多摩尾根幹線の整備推進が掲げられています。

●統廃合により使用しなくなった学校跡地の活用

平成27(2015)年4月、旧南豊ヶ丘小学校は人工芝のサッカーグラウンドなどを備えた施設として生まれ変わります。

東京ヴェルディ1969フットボールクラブ(株)が設立した一般社団法人が、市から校舎・土地を借りて、校庭部分への人工芝グラウンドの整備および旧校舎を改修しました。

市をホームタウンとする日テレ・ベレーザの練習などにも活用され、スポーツを通じたまちづくり、人づくりへの貢献に期待が高まっています。



●まちの魅力を発信する特設サイトの開設

平成27年(2015)1月、多摩ニュータウンを中心に、まちの魅力を発信する特設サイト「丘のまち～東京・多摩ニュータウンに暮らす～」を開設しました。まちで暮らす人たちのインタビュー「丘のまち物語」やおでかけスポットなどを、公式ホームページとは違った趣向で発信していきます。市外の友人にぜひこのサイトを紹介してみてください!

ホームページ <http://www.tama-newtown.tokyo/>



